

2015年12月15日  
(平成27年)

介護保険事業者 様

藤沢市介護保険課長

介護保険利用者負担割合の遡及変更に伴う差額調整等のお願いについて(依頼)

日頃より、本市の介護保険行政につきましてご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本年8月より、一定の所得のある方について介護保険の利用者負担割合が2割となり、サービス費の請求に当たっては、利用者負担割合が1割なのか2割なのかを負担割合証によって確認していただいているところと存じます。

この利用者負担割合については、市民税の所得更正や世帯員の変更を原因として、月をさかのぼって変更される場合がありますが、その場合には、既に給付された介護給付費等及び既に支払われている利用者の自己負担額について、差額調整の必要が生じることとなります。

この差額調整の方法につきまして、厚生労働省は「本来は保険者と被保険者の間で追加給付や過給分の返還請求を行うべきものと考えられる」(平成27年老介発0713第1号老健局介護保険計画課長通知)との通知を出しておりますが、一方で国民健康保険中央会(以下「国保中央会」といいます。)からは、(国保連を経由しない調整は給付実績に調整後の給付額が反映されないことから)正しい給付情報が把握できなくなることや、その給付実績を基にした高額介護サービス費等の処理に影響を及ぼすことなどを理由として、事業者からの過誤及び再請求の方法により調整を行ってほしいとの見解が示されております。

本市としましても、高額介護サービス費等の計算上の影響は直接的に利用者にも不利益が生じるおそれがあることから、国保中央会の見解に沿って、事業者による過誤及び再請求の方法によって差額調整をしていただくことが最善であると判断しています。

つきましては、この差額調整の必要が生じた場合、事業者による過誤及び再請求の方法によってご対応いただくことにご協力いただけますようお願い申し上げます。

《参考》藤沢市ホームページ：

健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業者向け>サービス費の請求事務と利用者負担割合について

事務担当：総務・給付担当

電話 0466-25-1111  
(内線3141~2)

FAX 0466-23-5174